

学位授与機構から大学改革支援・学位授与機構まで

川口 昭彦

学位授与機構は、大学以外で学位を授与する機関として、1991年（平成3年）7月に創設された。高等教育機関における教育研究の質保証を実施する第三者機関の機能を果たすために、大学評価・学位授与機構へ改組 [2000年（平成12年）] された後、独立行政法人化 [2004年（平成16年）] を経て、2016年（平成28年）には独立行政法人国立大学財務・経営センターと統合され、現在に至っている。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という）は、独立行政法人通則法および独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に基づいて設立されている。機構は、大学等の評価、施設費等の貸付・交付、学位授与、質保証連携およびこれらに関する調査研究の業務を通して（表0-1）、日本の高等教育の質向上を支援し、高等教育の発展に貢献している。

機構が学位授与機構として産声をあげて以来30年経過し、この『30年のあゆみ』を作成した。学位授与に関連する事業については、すでに、5年・10年・20年に、それまでの活動をまとめて公表してきた（表0-2）ため、本書では2012年以後の活動を中心に記述する。また、施設費等の貸付・交付事業についても、国立大学財務センター時代からの活動状況の報告書が公表されており（表0-2）、本書では、統合（2016年）後の活動を中心にまとめる。一方、このような既刊報告書のない評価事業関係および質保証連携事業関係に関しては、2000年以後の活動を振り返ることとした。

表0-2 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の活動状況報告書

『学位授与機構5年間の歩み』 [1996年（平成8年）12月] 『学位授与10年のあゆみ』 [2001年（平成13年）9月] https://www.niad.ac.jp/publication/sonota/ayumi/10nen.html 『学位授与の20年』 [2012年（平成24年）3月] https://www.niad.ac.jp/publication/sonota/ayumi/20nen.html
『国立学校財務センター5周年誌』 [1997年（平成9年）12月] 『国立学校財務センター10年の歩み』 [2002年（平成14年）10月] 『国立大学財務・経営センターの歩み』 [2016年（平成28年）2月]

大学評価（質保証）文化

大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について』が、1998年（平成10年）に公表された。この答申には、「競争的環境の中で個性が輝く大学」という副題がつけられており、これには深い意味が込められていた。すなわち、18歳人口の減少による大学淘汰の可能性を暗黙の前提とした上で、21世紀前半が「知」の再構築の時代であるという認識にたつて、各大学が横並びの画一的な教育研究を行うのではなく、お互いに切磋琢磨しながら、多様化・個性化を推進することが大学改革の基本的方向として提言された。そして、教育研究の質的向上に資するための評価の必要性が強調され、個性が輝くための主要な手段として第三者による評価が位置づけられた。すなわち、「客観的な立場から透明性の高い評価を行うとともに、大学評価情報の収集・提供を行う第三者評価機関の設置」が謳われた。

表0-1 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の主な業務

<p>評価事業</p> <p>日本の大学等の教育研究活動等の状況について評価を行う中核的な第三者評価機関として、先進的で国際通用性のある評価を開発し、評価を実施するとともに、わが国の評価制度の発展において先導的役割を果たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 認証評価：大学等（大学、法科大学院、高等専門学校）の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、公表する。 • 国立大学等の教育研究評価：文部科学省の国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価を行い、その結果について、国立大学法人評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、公表する。
<p>施設費等の貸付・交付事業</p> <p>国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、国立大学法人等における教育研究の振興に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付を行う。 • 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。
<p>学位授与事業</p> <p>日本において大学以外で学位を授与する唯一の機関として、多様化する学習者に対して学位取得の機会を提供し、生涯学習体系への移行と高等教育の多様な発展に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 学校教育法に定めるところにより、学位（学士、修士、博士）を授与する。
<p>質保証連携事業</p> <p>国内外の大学等および質保証機関等と連携・協力して、高等教育の質保証に関する諸活動を行い、日本の大学等の教育研究の質の向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際通用性の確保に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国立大学法人等の運営基盤の強化の促進を図るために必要な情報の収集及び分析並びにその結果の提供を行う。 • 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報の収集、整理及び提供を行う。 • 国内外の高等教育機関の入学資格及び学位その他これに準ずるものに関する情報の収集、整理及び提供を行う。 • 大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行う。
<p>調査研究</p> <p>機構の実施する上記の各事業の基礎となる基盤的研究、ならびに事業の検証に係る実践的研究を推進するとともに、質保証に関する政策課題に対応した重点的調査研究を実施し、わが国の高等教育の質保証の充実に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位授与を行うために必要な学習成果の評価に関する調査研究を行う。

さらに、学術審議会答申『科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について』〔1999年（平成11年）6月〕においても、学術研究の振興にあたっての具体的施策の中で、研究評価の充実と第三者評価の必要性が強調された。そこでは、大学等の研究機関の一層の活性化を促すためには、第三者独自の観点や広い視野から、その活動を正確に評価し、他機関との比較も踏まえて、当該機関の改善に資することが求められた。

このような潮流の中で、2000年（平成12年）に、学位授与機構を改組して、大学評価機関の事業と、従来の学位授与機構の業務をあわせて実施する新機関「大学評価・学位授与機構」が発足した。第三者評価機関として、多くの大学を評価し、それぞれの大学の多様化・個性化を推進するための理念・方法を構築することが、最初の仕事であった。機構内外の関係者の議論によって到達した結論が、①各大学の目的・目標に照らした評価、②各大学の自己評価に基づく評価、③根拠資料・データに基づく判断の三点であった。これらは、大学評価の基本的理念として、国際的にも広く共有されている。

機構は、現在、機関別認証評価機関、法科大学院認証評価機関および国立大学法人評価のうち教育研究評価を担当する機関として各事業を展開している。そして、毎年、各評価事業の検証を実施し、それに基づいて評価方法等の改善に努めてきた。2005年頃から高等教育に「質保証（quality assurance）」という概念が導入され、「質保証を行うための手段が評価である」という考え方が国際的にも定着している。

このような評価事業とともに、大学や社会全体に「評価（質保証）文化」を根づかせることが、機構に課せられた責務である。このため、表0-3に示す啓蒙書を継続的に出版してきた。英文書籍は、展開・定着シリーズの一部を英訳したもので、国際的連携活動に有効に活用された。また、高等教育質保証に関連する用語を日本語および英語で解説した用語集は、第1版（2007年）に始まり、第5版を2021年に出版した。これは、英国高等教育質保証機構（QAA）のご協力のもとに作成されたもので、国内外の大学や関連機関等で広く利用されている。さらに、高等教育関連の制度や用語が簡潔に説明されているため、引用される機会も多い。

表0-3 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が発刊した評価（質保証）に関する啓蒙書等

<p>大学評価文化展開シリーズ</p> <p>『大学評価文化の展開—わかりやすい大学評価の技法』2006年 『大学評価文化の展開—高等教育の評価と質保証』2007年 『大学評価文化の展開—評価の戦略的活用をめざして』2008年</p>
<p>大学評価文化定着シリーズ</p> <p>『大学評価文化の定着—大学が知の創造・継承基地となるために』2009年 『大学評価文化の定着—日本の大学教育は国際競争に勝てるか？』2010年 『大学評価文化の定着—日本の大学は世界で通用するか？』2014年</p>
<p>高等教育質保証シリーズ</p> <p>『グローバル人材教育とその質保証—高等教育機関の課題』2017年 『高等教育機関の矜持と質保証—多様性の中での倫理と学術的誠実性』2019年 『内部質保証と外部質保証—社会に開かれた大学教育をめざして』2020年</p>
<p>マネジメント改革シリーズ</p> <p>『大学が「知」のリーダーたるための成果重視マネジメント』2020年</p>
<p>英文書籍</p> <p>Evaluation and Quality Assurance of Higher Education in Japan (2007) Quality Assurance for Higher Education in Japan (2012)</p>
<p>用語集</p> <p>高等教育に関する質保証関係用語集（Glossary of Quality Assurance in Japanese Higher Education） 第1版（2016年）～第5版（2021年）</p>

大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターとの統合

独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という）は、2016年（平成28年）4月1日に統合され、現機構（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）となり、教育研究活動面と経営面の両面から、大学等の改革支援を一体的に実施することとなった。

法人統合に先駆けて、文部科学省高等教育局内に、統合準備委員会および統合プロジェクトチームが設置され〔2013年（平成25年）12月〕、両法人も参加して課題の整理等を進めた。この準備作業を円滑に進めるため、機構長とセンター理事長との間で基本方針として、①対等の精神に基づき、発展的に統合、②管理部門の統合による事務の合理化・業務の効率化を積極的に推進、③既定業務の確実な実施を前提として、シナジー効果を高める、④統合準備は相互に誠実に協力し、合理的に推進（極力シンプルに）、⑤両法人で合同・協力実施が可能なものは、統合に先立って積極的に推進、などを内容とする「統合の円滑な推進について」が合意された〔2015年（平成27年）5月27日〕。

法人統合の準備作業は非常に多岐にわたったが、その主なポイントは表0-4の通りである。新法人の名称については、①統合後の業務のうち大学等の評価業務が教育研究活動面で、施設費貸付・交付等の業務が経営面で、わが国の大学等の改革を支援する業務を担うことから「大学改革支援」を明記し、②わが国において大学以外で学位授与を行う唯一の機関であること、国際的にもNIADあるいはNIAD-UEが定着していることから、「学位授与」も明記することとした。英語表記については、「高等教育の質向上」を推進するための機関であることを国内外に鮮明にするため「National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education (NIAD-QE)」となった。

表0-4 法人統合の準備作業の主なポイント

<ol style="list-style-type: none">1. 内部組織：センターが行ってきた施設費貸付・交付事業等を担当する組織は、内部規程で国立大学施設支援センター*と位置付け、事業責任者を置く。2. 意思決定：大学評価・学位授与機構の仕組みをベースにする。各事業は現行通り独立性・自律性を維持する。3. 委員会等：事業面の各委員会等は、原則、現行を維持する。4. 事務・事業：両法人の既存事業はそのまま継続する。統合によるシナジー効果の発揮を検討する。5. 諸規定等：大学評価・学位授与機構の現行規程をベースにし、統合に伴う所要の修正を加える。6. 予算・経理：一般勘定と施設整備勘定による区分経理を行う。7. 施設・設備：本部は小平（センター千葉本部は廃止）。竹橋オフィス10階・11階のリニューアル。情報システムの統合、ウェブサイトの整備8. 勤務条件・人事：基本的に現行通り（給与水準等は国家公務員準拠、職員人事は一元化）

*同センターは、2020年（令和元年）改組に伴い発展的解消

大学における諸活動の質向上に貢献

機構が評価事業を開始するにあたり、「大学評価文化（culture of university evaluation）」を提言し、その必要性を強調した（表0-3）。その後、留学生の世界的増加に伴い、世界貿易機関（WTO）による従来からの財（モノ）の取引とは異なるサービス貿易の一分類として「教育サービス」の提唱を受けて、経済協力開発機構（OECD）が、高等教育に質保証の概念を導入することを提案し、世界的に質保証文化（culture of quality assurance of higher education）が主張されるように

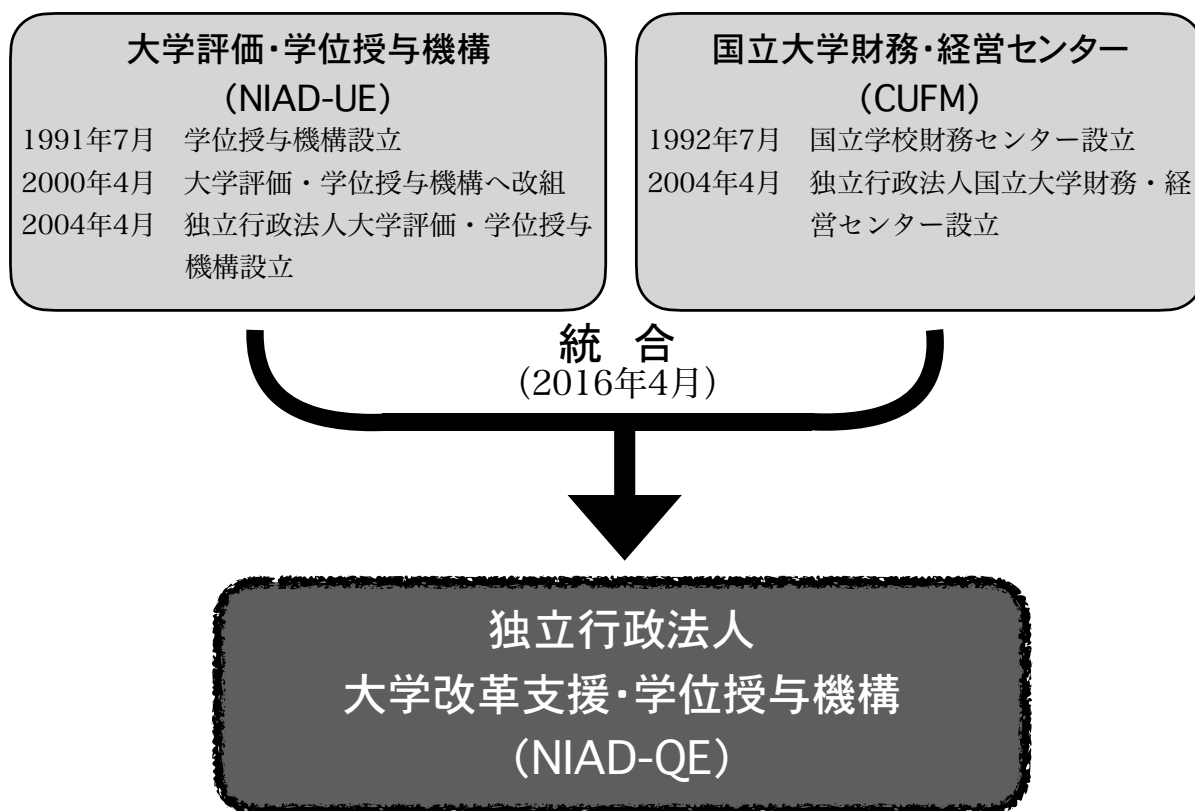
表0-5 質保証文化とは

- 質保証情報を自ら価値づけ、自らの責任で次の活動を選択していくこと。
- 質保証結果に基づいて、諸活動の質の改善・向上を図り、説明責任（アカウンタビリティ）を確保することが、社会的な流れとなっている。
- 「評価」の主要目的は、「質保証」である。
- 質保証の考え方、内容、方法などは、社会的環境の変化とともに、「進化」しなければならない。

なった（表0-5）。

機構は、評価（質保証）文化について、展開（醸成）、定着そして成熟の三段階を想定した。現在は、「定着」の段階にまで達しており、今や「成熟」（社会が評価結果を十分に活用する段階）に向けた活動が求められている。すなわち、評価や質保証に対する社会のニーズを的確に把握し、社会を説得できる情報を発信する必要がある。

機構は、教育研究活動と経営の両面から、大学の諸活動の質向上に貢献することが求められている。したがって、表0-1（p.7）に掲げた業務は、別々に実施されるのではなく、相乗的効果（シナジー効果）を産み出すように実施されることが重要である。機構のロゴマークには、この想いが込められている。すなわち、複数の事業（楕円や色）が相互に重なり合って実施されることによって、大学における教育研究はじめ諸活動の質向上に貢献するのである。



年 表 ・ 沿 革

◎：統合前の学位授与機構、大学評価・学位授与機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構に係るもの

○：統合前の国立学校財務センター、独立行政法人国立大学財務・経営センターに係るもの

1991年（平成3年）

7月 ◎学位授与機構が設立された（横浜市緑区）[国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律（平成3年法律第23号）]。審査研究部、管理部を設置した。

1992年（平成4年）

3月 ◎学位授与機構として、初めての学位の授与を行なった。

7月 ○国立学校財務センターが設立された（千葉市美浜区）[国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律（平成4年法律第37号）]。管理部、研究部を設置し、東京連絡所を文部省内に設置した。[東京連絡所は2000年（平成12年）3月に学術総合センターに移転]

1993年（平成5年）

3月 ◎研究紀要『学位研究』を発刊した。

2000年（平成12年）

4月 ◎学位授与機構から大学評価・学位授与機構に改組された（大学評価事業は学術総合センター、学位授与事業は東京都文京区に移転）。評価研究部、学位審査研究部、評価事業部、管理部を設置した。

4月 ◎国立大学（2003年度には一部の公立大学も参加）を対象とした試行的大学評価を実施し、評価結果を公表した [2004年（平成16年）3月まで]。

2002年（平成14年）

10月 ◎研究紀要『大学評価』を発刊した。

2003年（平成15年）

4月 ◎東京都小平市学園西町に移転した（一部業務は学術総合センターに残る）。

2004年（平成16年）

4月 ◎独立行政法人大学評価・学位授与機構が設立された [独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成15年法律第114号）]。

4月 ○独立行政法人国立大学財務・経営センターが設立された [独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律第115号）]。

2005年（平成17年）

1月 ◎大学、短期大学および専門職大学院のうち法科大学院の評価を行う認証評価機関として、文部科学大臣から認証された。

- 2月 ◎高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の評価結果を公表した。
- 3月 ◎学術誌『大学評価・学位研究』を刊行した（『学位研究』と『大学評価』を統合）。
- 3月 ○独立行政法人国立大学財務・経営センターの管理部を総務部に改称した。
- 7月 ◎高等専門学校の評価を行う認証評価機関として、文部科学大臣から認証された。
- 10月 ◎国際連携センターを設置した [2011年（平成23年）3月廃止]。

2006年（平成18年）

- 3月 ◎大学評価・学位授与機構として、初めての機関別認証評価（大学、短期大学、高等専門学校）の評価結果を対象大学等に通知・公表した。

2008年（平成20年）

- 3月 ◎大学評価・学位授与機構として、初めての法科大学院認証評価の評価結果を対象大学院に通知・公表した。

2009年（平成21年）

- 3月 ◎第1期中期目標期間における国立大学法人および大学共同利用機関法人の教育研究評価（4年目終了時）を実施し、評価結果を国立大学法人評価委員会（文部科学省）に報告・公表した。

2011年（平成23年）

- 3月 ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）により、独立行政法人国立大学財務・経営センターの経営相談事業等を廃止した。
- 4月 ◎研究開発部を設置した（評価研究部と学位審査研究部を統合）。
- 5月 ◎第1期中期目標期間における国立大学法人および大学共同利用機関法人の教育研究評価（中期目標期間終了時）の評価結果を確定・公表した。

2012年（平成24年）

- 3月 ○独立行政法人国立大学財務・経営センターの研究部を廃止した。

2013年（平成25年）

- 3月 ◎学位取得者総数が6万人を超えた。

2014年（平成26年）

- 7月 ◎大学ポートレートセンターを設置した。

2015年（平成27年）

- 3月 ◎大学ポートレートセンターによる国公立大学における教育情報の公表を開始した。

2016年（平成28年）

- 3月 ◎学位取得者総数が7万人を超えた。
- 4月 独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターを統合して独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が発足した。国立大学施設支援センターを設置した。

2017年（平成29年）

- 6月 第2期中期目標期間における国立大学法人および大学共同利用機関法人の教育研究評価（中期目標期間終了時）を実施し、評価結果を国立大学法人評価委員会（文部科学省）に報告・公表した。

2019年（平成31年、令和元年）

- 3月 学位取得者総数が8万人を超えた。
6月 大学連携・支援部を設置した（国立大学施設支援センター廃止）。
9月 高等教育資格承認情報センターを設置した。

なお、2011年までの学位授与事業に関する年表・沿革は、『学位授与の20年』（平成24年3月）<https://www.niad.ac.jp/publication/sonota/ayumi/20nen.html> pp.9-13を参照されたい。また、統合前の独立行政法人国立大学財務・経営センターの概要は、『国立大学財務・経営センター研究部の足跡』（2012年3月）<https://www.niad.ac.jp/media/001/201802/ni008700.pdf> および『国立大学財務・経営センターの歩み』（平成28年2月）を参照されたい。